

京都市消防局訓令乙第2号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成25年6月19日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第2 衣服等の項中

「

救助活動服								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

」

「

救助活動服								
活動服(半袖)								

に改め、

」

同表備考1中「内容により」を「内容及び気候により必要に応じて」に改め、同表備考2中「(ジャンパー型)」を削り、同表備考3中「、救助活動服」を「及び救助活動服」に改め、「及び救急活動服」を削り、「活動用下衣」の右に「又は活動服(半袖)」を加え、同表備考に次のように加える。

4 救急活動服には、活動用下衣を含むものとする。

別表第3備考5中「(ジャンパー型)」を削り、同表備考6中「、救助活動服」を「及び救助活動服」に改め、「及び救急活動服」を削り、「活動用下衣」の右に「又は活動服(半袖)」を加え、同表備考8を同備考9とし、同備考7を同備考8とし、同備考6の次に次のように加える。

7 救急活動服には、活動用下衣を含むものとする。

別表第4 航空隊被服類の項中

「

飛 行 服				
-------	--	--	--	--

を

」

「

飛 行 服				
活 動 服 ( 半 袖 )				

に改め、

」

同表備考1中「すべき品目を」の右に「， 印は，業務の内容及び気候により必要に応じて 印に替えて着用できる品目を」を加え，同表備考3中「活動用下衣」の右に「又は活動服（半袖）」を加える。

附 則

この訓令は，平成25年7月1日から施行する。

( 消防局総務部人事課 )